

**本書面は、割賦販売契約にあたり、注意が必要な重要事項についてご説明するものです。
契約成立後、割賦販売法および特定商取引法に基づく交付書面となりますので、大切に保管して下さい。**

株式会社 U-NEXT の提供する U-NEXT、U-NEXT 光、U-NEXT 光 01 等のサービス利用契約と割賦販売契約は別の契約です。

各サービスを解約、プラン変更した後も、購入代金を全額お支払いいただくまで、引き続き賦払金のお支払いが必要です。

割賦販売契約について

割賦販売契約とは、お客様が当社から商品を購入する際、その代金を当社に対し月々分割してお支払いいただく契約です。

- お支払い方法およびお支払い日は、通信サービスと同一です。
- 賦払金は通信サービスのご利用料金とあわせてご請求致します。
- 支払回数は、**別紙割賦販売条件説明書**をご確認ください。契約成立後に支払回数の変更を行う事は出来ません。
- 当社審査基準に基づく審査を行い、割賦販売契約をお断り、またはお申込み内容の変更をお願いする場合がございます。

割賦販売契約約款

第1条（契約約款の適用）

株式会社 U-NEXT（以下「当社」といいます）は、携帯電話機、無線 LAN ルーターその他の商品（当社が指定するものに限るものとし、以下総称して「指定商品」といいます）の販売にあたり、この割賦販売契約約款を定め、これにより購入者と個品方式の割賦販売契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

2 本契約は、購入者が、指定商品の代金を分割して当社に支払うことをその内容とします。

3 当社は、1 の指定商品ごとに 1 の本契約を締結します。

4 当社は、割賦販売契約約款を変更することがあります。この場合、本契約の契約条件は、変更後の割賦販売契約約款によるものとします。

第2条（本契約の申込みをすることができる条件）

本契約の申込み（以下「本申込み」といいます）は、当社指定の約款または規約（以下「約款」といいます）に基づき、当社が別に定める種類の通信サービス（以下「指定回線」といいます）にかかる契約を締結している契約者が、指定商品を当社から購入する場合に限り、行うことができます。

第3条（契約の申込み方法および承諾等）

購入者は、本申込みをするときには、次の事項について記載した所定の割賦販売契約申込書（電磁的な方法を含みます。）を当社に提出していただきます。

- (1) 本契約にかかる購入者の氏名または名称
 - (2) 当社約款に基づき購入者が契約する 1 の指定回線
 - (3) その他本契約申込みの内容を特定するための事項
- 2 前項の場合において、購入者は、当社が割賦販売契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。
- 3 当社は、次の場合には本申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 本申込みをした購入者が賦払金（本契約にかかる各回ごとの支払金額をいいます。以下同じとします）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 本申込みを承諾することにより、本申込みをした購入者と当社の間で締結している割賦販売契約の数が当社の定める基準を超えるとき。
 - (3) 本申込みをした購入者が指定回線に関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 当社の業務遂行上支障があるとき。
 - (5) その他当社が不適当と判断したとき。

第4条（契約の成立時点）

本契約は、当社が購入者からの本申込みを承諾した旨を、所定の手続きにより購入者に通知した時をもって成立するものとします。承諾しない場合その旨を購入者に通知するものとします。

第5条（指定商品の引渡しおよび所有権の移転）

指定商品は、本契約成立後、割賦販売契約申込書または当社所定の交付書面等（電磁的な方法を含みます。以下同じとします。）に記載の時期に当社から購入者に引渡されるものとし、指定商品の現実の引渡し完了した時に指定商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

2 指定商品の所有権の移転前においては、購入者は当該指定商品を担保に供し、譲渡、または転売することは出来ないものとします。

第6条（賦払金の支払方法）

購入者は、賦払金を、割賦販売契約申込書または当社所定の交付書面等に記載の支払日（以下「支払期日」といいます）までに、割賦販売契約申込書または当社所定の交付書面等に記載の支払方法により、当社（第 1 4 条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先となる者）に支払うものとします。

第7条（債務の履行の継続）

購入者は、本契約に基づく債務の完済までに、購入者の指定回線に係る契約が解除された場合であっても、その原因の如何にかかわらず、割賦販売契約申込書または当社所定の交付書面等に記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

第8条（届出事項の変更）

購入者は、当社に届け出た氏名・住所・連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

2 購入者は、前項の住所の届出がないために、当社（第14条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先となる者）からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第9条（期限の利益の喪失）

購入者が次のいずれかの事由に該当した場合は、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社（第14条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先となる者）から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の上申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の上申立てを受けたときまたは自らこれらの上申立てをしたとき。
- (5) 本契約が購入者にとって商行為（割賦販売法第8条に該当する取引）となる場合で、購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

2 購入者は、次のいずれかの事由に該当した場合は、当社（第14条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先となる者）の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 本契約の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- (2) 購入者が当社と締結している本契約以外の本契約に基づく債務について、その支払期日を経過してもなお支払わなかったとき。
- (3) 購入者が指定回線に関する料金その他の債務について、その支払期日を経過してもなお支払わなかったとき。
- (4) その他、購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

3 購入者が前二項に定める事由に該当した場合、当社は、本契約を解除できるものとします。

第10条（遅延損害金）

購入者が、賦払金の支払いを遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、購入者が期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

2 購入者が、期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、割賦販売契約申込書記載の支払総額から既に支払いのあったすべての賦払金合計額を控除して得た残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第11条（費用等の負担）

購入者は、次の事項に該当する場合であって、手続きに要する費用を当社が請求するときは、これを負担するものとします。

- (1) 賦払金の支払いに要する振込手数料
- (2) 振込請求書を送付したときの振込請求書発行手数料
- (3) 本契約に係る料金等の支払証明書等の請求をし、その承諾を受けたときの支払証明書等発行手数料
- (4) 賦払金の支払遅滞等購入者の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときの訪問集金費用
- (5) 当社が購入者に対して第9条第1項に基づく書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用
- (6) 当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合または公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、当該公租公課相当額または当該増額分

第12条（見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

購入者は、見本・カタログ等により本申込みをした場合において、引渡された指定商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合、速やかに当社に指定商品の交換を申し出るかまたは当該申込にかかる本契約の解除ができるものとします。

第13条（合意管轄裁判所）

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第14条（割賦債権の譲渡）

当社は、購入者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡および当社が購入者の個人情報譲渡先に提供することあらかじめ同意するものとします。

第15条（個人情報の取扱い）

当社は、購入者に関する個人情報の取扱いに関する方針を定め、当社ホームページ（<http://unext.co.jp/privacy/>）において公表します。

第16条（契約上の地位の譲渡等）

購入者は本契約にかかる契約上の地位を譲渡することは出来ないものとします。

2 前項の定めは相続または法人の合併により本契約にかかる契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。

第17条（公正証書）

購入者は、当社が必要と認めた場合には、購入者の費用負担で、本契約につき強制執行承諾条項を付した公正証書の作成に応じ、当社に必要書類を提出するものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

購入者は、自らが、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- | |
|--|
| (1)暴力団 (2)暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者 (3)暴力団準構成員 (4)暴力団関係企業
(5)総会屋等 (6)社会運動等標ぼうゴロ (7)特殊知能暴力集団等 (8)前各号の共生者 (9)その他前各号に準ずる者 |
|--|

2 購入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為、または取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (4) その他前各号に準ずる行為

3 購入者が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社が行う本条に関する必要な調査に応じない場合、当該調査に対して虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結すること、または契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、購入者との本契約の締結を拒絶し、または本契約を催告なしに解除することができるものとします。本契約が解除された場合、購入者は、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

4 購入者は、第3項の適用により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます）が生じた場合には、購入者は、これを賠償する責任を負うものとします。また第3項の規定の適用により、購入者に損害等が生じた場合でも、購入者は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

個人情報の取り扱いについて

- 1 当社は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、お客様の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止する保護策を講じています。

当社の名称：株式会社 U-NEXT
個人情報保護管理者：経営戦略室 経営戦略室長
連絡先：〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目1番1号

- 2 当社は、個人情報を以下の目的で利用いたします。

各事業における商品・サービスの提供のため/各事業における商品・サービスのお知らせおよび斡旋のため/企業 PR 活動、各種事業に関するアンケート調査、モニター調査、お客様からのお問い合わせへの回答のため/各事業におけるサービス用機器・設備等の設置、修理、点検、アフターサービスのため/各事業における商品・サービスをより良く充実したものにし、これらをお客様に提供するため/インターネットを通じて飲食店、地域、音楽、映画、コンピュータ関連等の情報提供のため/その他、お客様との取引・契約を適切かつ円滑に履行するため/ご希望するお客様へのメールマガジンの送付のため

個人情報の項目の提供はお客様の任意判断によりますが、ご提供いただけない場合、お客様の求められるサービス・対応が受けられない場合があります。予めご了承ください。

- 3 当社は、お客様の個人情報のうち、氏名、利用金額、クレジットカード番号、口座番号を、商品・サービスの料金等の請求および収納の目的で金融機関に、文書または電子データにより提供することがあります。
- 4 クレジットカード情報（カード名義・カード番号・有効期間）をご提供いただく場合の、取得目的、取得者名、提供先名は次のとおりです。

利用目的：代金の決済のため
情報の取得者：株式会社 U-NEXT
情報の提供先：ペイメントサービス提供会社、クレジット会社

- 5 当社は、個人情報の取扱業務の全部または一部を個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認められる委託先に委託する場合があります。
- 6 お客様は、当社に対しご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関して、当社問合せ窓口に出すことができます。その際、当社はお客様ご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。なお、個人情報の開示等に関する当社問合せ先は、次のとおりです。

〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 株式会社 U-NEXT 個人情報お問い合わせ相談窓口宛
※郵送料はご負担願います。一般書留で郵送いただくことを推奨いたします。

訪問販売、電話勧誘販売にてお申込みのお客様へ ※割賦販売契約のクーリングオフに関して

- 1 訪問販売、電話勧誘販売でお申込みされた場合、本書面を受領した日から起算して8日間は書面により割賦販売契約（以下「契約」といいます）の申込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」といいます）ができます。なお、当社が、クーリングオフに関して不実のことを告げたことにより誤認し、または威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算して8日間を経過するまではクーリングオフができます。ただし、購入者にとって商行為のためのものであるなど特定商取引に関する法律第26条第1項に該当するお申込みの場合には、クーリングオフはできませんのでご注意ください。
- 2 クーリングオフは、クーリングオフをする旨の書面を当社に発信した時に効力を生じます。ハガキ等に必要事項（申込日または契約日、氏名、住所、購入した商品名、契約を解除しようとする旨）をご記入のうえ、当社宛に郵送下さい。

送付先名称：株式会社 U-NEXT U-NEXT 光 01 総合窓口
送付先住所：〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
※下記窓口へご連絡いただくことでもお申し込みを解除することができます。

名称：U-NEXT 光 01 カスタマーセンター

連絡先：0570-060-602 受付時間：11:00~19:00（年中無休）

- 3 前項に従って、クーリングオフをした場合、①当社に対し損害賠償または違約金を支払う必要はありません。また、商品の引取や返還に要する費用は、当社負担となります。②訪問販売、電話勧誘販売により商品を使用した場合でも、当社に対し商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。③当社に支払った金銭は、速やかに当社から返還を受けられます。④クーリングオフした商品は、当社に返還下さい。
- 4 前各項にかかわらず、通信サービスの契約に係るもの（契約事務手数料、ご利用料金、契約解除料等）は、クーリングオフの対象外となります。

本書は、U-NEXT 光 01 サービス約款に基づく、指定回線の契約者用の割賦販売条件説明書となります。

① 割賦販売事業者の名称および住所

株式会社 U-NEXT 〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

② 割賦販売の契約に関するお問い合わせ先

U-NEXT 光 01 カスタマーセンター

メール等でのお問い合わせ窓口：<https://bb01.unext.co.jp/contact>

お電話でのお問い合わせ窓口：0570-060-602 受付時間：11:00～19:00（年中無休）

③ 商品名および型式 TL-WR841N（11b/g/n 11/54/300Mbps 無線 LAN ルーター）

④ 商品の製造者 ティーピーリンクジャパン株式会社

⑤ 商品の数量 1 個

⑥ 分割払の内容

割賦販売価格（支払総額）：12,000 円（税抜） 初回支払額（頭金）：0 円 分割払金：500 円

支払回数/支払期間 24 回/24 ヶ月 実質年率：0.0% ※サービス提供開始月の翌月から分割払金ご請求させていただきます。

⑦ 分割払金の支払の時期および方法

お支払い方法は下記よりご選択いただけます。

(1) クレジットカード決済 お支払いの時期は、各クレジットカード会社の定めによります。

(2) 口座振替 お支払いの時期は、サービスご利用月の翌月 28 日となります。

⑧ 商品の引渡し時期

当社が機器をお客様のご契約住所へ発送した日とします。（概ね、通信サービス開通後 10 日程度になります。）

⑨ 契約の解除に関する事項

(1) お客様による解除

割賦販売契約は、お客様が商品の利用を停止した場合または解除した場合であっても引き続き有効に存続します。お客様が割賦販売契約に基づく債務を完済する前に商品の利用を停止または解除した場合は、お客様は、分割払金の残額を一括して支払うものとします。なお、お客様は、割賦販売契約第 12 条に定める事由に該当した場合を除き、割賦販売契約を解除することはできません。

(2) 当社による解除

お客様が割賦販売約款第 9 条に定める事由に該当した場合には、当社は割賦販売約款第 9 条に基づき割賦販売契約を解除することができるものとします。

⑩ 所有権の移転に関する事項

機器の所有権は、機器の分割払金の支払いが全て完了したことを当社が確認できたときに、当社からお客様に移転するものとします。

⑪ 支払時期の到来していない分割払金の支払を請求することについての定め

お客様が割賦販売約款第 9 条に定める事由に該当した場合には、割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに分割払金の残額を一括して支払うこととします。

⑫ 分割払金の支払の義務が履行されない場合の遅延損害金の定め

お客様が分割払金の支払を遅滞したときは、割賦販売約款第 10 条に基づき、遅延損害金をお支払いいただきます。

以上